

平成 21 年 4 月 1 日発行

ストップ ザ 消費者被害

稚内市消費者被害防止連絡会ニュース No. 6

[事務局]

稚内市消費者センター

稚内市中央 4 丁目 16 - 2

稚内市保健福祉センター2 階

電話 0162 - 23 - 4133

「市役所の職員ですが、あなたの口座番号を教えてください」

定額給付金の給付をよそおった不審な電話には気をつけて！

「定額給付金」について、「振り込め詐欺」とみられる不審電話があったと、全道各地の警察署に情報が多く寄せられております。

他市では、市役所の腕章をつけて「定額給付金の交付手続きを代行しますので、身分証明書のコピーを」と訪問したり、「定額給付金アンケート」等と不審な電話があり、口座番号などの個人情報を聞き出そうとする「振り込め詐欺」の手口が発生しております。

3 月上旬には、稚内でも「稚内市役所です。定額給付金のこと、口座番号を教えてください」と不審な電話があったり、不審者の訪問があり書面に記名押印させられたとの通報がありました。被害はありませんでしたが、「振り込め詐欺」の手口ですので、十分気をつけてください。

定額給付金に関し、電話で世帯構成や口座番号を確認したり、市役所の職員が訪問することは絶対にありません。また、ATM（銀行などの現金自動預払機）の操作をお願いすることや、給付のための手数料を振込んで貰うことも絶対にありません。



定額給付金のこと、不審な電話が来たら

稚内警察署（電話 24 - 0110）へ電話を！

稚内市の定額給付金事業についての問い合わせ

稚内市総務課 定額給付金事業推進本部 電話 23 - 6179 番へ

相談事例(稚内市消費者センター)

「出会い系サイトに無料登録し、ポイント料、未納サイト料等、総額 70 万円以上支払い、後日『救済手数料 90 万円を振込むと 66 万円が返還される』との電話があり警察へ届出たが、今後どうしたらよいか」との相談について、料金発生のみならず、承諾もしていないので違法であり、支払う必要のないものである。相談者は、支払金の返還を希望したが、振り込め詐欺と同様の手口であり、今後の接触は危険であり、口座解約や電話番号の変更と警察に対応を任せよう助言した。

「在宅ワーク斡旋サイトに無料登録し、パソコンでのデータ入力を週 10 時間程度の作業で 3~4 万円の収入になるとのことで、マニュアル等で約 50 万円の契約をしたが、契約や作業の内容に不審を感じるがどうしたらよいか」との相談について、これは、いわゆる内職商法であり、契約時の説明どおり収入は得られず、借金だけが残る等のトラブルが多いことや注意点を説明した。高額でもあり、相談者の希望によりクーリング・オフによる解約手続きをとった。



豊富町消費者被害防止ネットワーク会議 開催される！

平成 19 年 3 月に、豊富町、社会福祉関係団体、警察署等で標記会議を設立し、悪質商法や詐欺などの被害を未然に防ぐために、各団体で連携を図ってきましたが、3 月 23 日にネットワーク会議が開催され、情報の共有と監視を継続的に取り組むことが確認されました。(宗谷支庁・環境生活課)

5 月は、消費者月間です！

テーマ「消費者新時代 消費者が主役」

食の安全・安心など消費者に大きな不安を与える事件・事故が多発しています。

生産者第一の発想から消費者・生活者が主役の社会への転換のため、新たな時代を迎えています。

消費者月間の取り組みとして、宗谷支庁や稚内市・稚内消費者協会では、5 月中に、消費者月間パネル展や消費者の日(5 月 30 日)の啓発活動を予定しております。

稚内消費者協会より・・・

悪質商法に被害に遭わないために、「寸劇」を活用した啓発活動を行っていますので、町内会や老人クラブなどで希望する団体は、下記までお問合わせください。

連絡先 稚内消費者協会事務局

稚内市・市民生活課

生活交通グループ

電話 23 - 6413 (直通)

連絡会事務局より・・・

消費者被害防止連絡会も昨年 5 月に設立し、約 1 年になりますが、関係機関の情報提供など、ご協力ありがとうございます。

当会の定例会議については、5 月中開催を予定しております。